小牧市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年７月２５日

小牧市教育委員会
教育長　中　川　宣　芳

小牧市教育委員会規則第６号

小牧市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

小牧市教育委員会事務局処務規則（昭和３１年小牧市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表学校教育課の項を次のように改める。

学校教育課	管理指導主事	上司の命を受け、学校教育における専門事項に関する事務を分担掌理し、指導主事の事務を総括する。
	指導主事	上司の命を受け、学校教育における専門事項に関する事務を処理する。

第６条に次の１項を加える。

２　管理指導主事は、指導主事の事務の分担を定めなければならない。

第８条中「又は室長名」を「、室長名、管理指導主事名又は主幹名」に改める。

附　則

この規則は、令和元年８月１日から施行する。